

保険料率の変更について

送信枚数 本紙含み 1 枚



①健康保険料・介護保険料率の変更

平成24年3月(4月末納付分)から社会保険料率が変わりますのでお知らせ致します。

毎月の給与からの保険料徴収については、従来どおり別途お渡しする社会保険料一覧表により控除を行って頂き、今後の給与の保険料については下記記載の計算式にて算出し、保険料を天引きして頂きますようお願い致します。

平成**24年3月** から 平成**24年8月** までの社会保険料(本人負担分)

健康保険料

兵庫県内事業所 … 給与支給額(千円未満切捨て) × **5.00%**

変更

大阪府内事業所 … 給与支給額(千円未満切捨て) × **5.03%**

変更

介護保険料

… 給与支給額(千円未満切捨て) × **0.775%**

変更

(40歳以上65歳未満の被保険者)

厚生年金保険料

… 給与支給額(千円未満切捨て) × **8.206%**

今回変更なし

※ 健康保険料・介護保険料について、健康保険組合に加入している事業所は上記の料率と異なる場合があります。

なお、給与の上限については、
・健康保険は年間540万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)、
・厚生年金と児童手当拠出金は1ヶ月当たり150万円 が上限となります。

②雇用保険料率の変更

平成24年度の雇用保険料率は前年度より引き下げられ、以下のとおりとなります。

平成24年4月以降支給する給料・給与からの雇用保険料の引去りについて変更をお願い致します。

事業の種類		平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から
1	下記2、3以外の事業(一般の事業)	15.5/1000 (6/1000)	13.5/1000 (5/1000)
2	農林水産業(一部の事業を除く) 及び清酒製造業	17.5/1000 (7/1000)	15.5/1000 (6/1000)
3	建設業	18.5/1000 (7/1000)	16.5/1000 (6/1000)

※下段の()内の数字が本人負担分となります。

- ・小規模企業共済(事業主の引退後の生活資金の積み立て制度)
- ・中小企業退職金共済(外部積み立て型の退職金制度)
- ・経営セーフティ共済(倒産防止共済)(連鎖倒産防止の為に資金の貸付け)

各種共済制度のお問い合わせ
お申し込みは、
労務協会担当者まで!